

第 9 4 号 議 案

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例
(昭和 31 年新宿区条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 147.5」に改める。

第 2 条 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、3 月に支給する場合には 100 分の 20
を、6 月に支給する場合には 100 分の 132.5 を、12 月に支
給する場合には 100 分の 147.5」を「100 分の 150」に改め
る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令
和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新宿区教育委員会教育長の給料等
及び勤務等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規
定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定
による改正前の新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関
する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例
の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

新宿区教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定する必要が
あるため